

三木市地域クラブ募集要項

令和 7 年 4 月
三 木 市 教 育 委 員 会
教育総務部 文化・スポーツ課

1 目的

少子化の中において、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を確保・維持するため、学校部活動の地域クラブへの展開を進めています。

この取組の趣旨に沿って、三木市地域クラブを運営する団体を募集します。

2 募集する三木市地域クラブの概要

(1) 活動内容

「三木市における地域クラブ活動展開ガイドライン」及び「三木市地域クラブ運営方針」に基づき中学生が参加できるスポーツ・文化芸術活動を実施します。

（中学生が参加できるものであれば、内容・種目は問いません。）

(2) 活動場所

三木市内の学校施設、公共施設及び社会教育施設とします。

ただし、生徒の移動に支障がないと三木市教育委員会が認める範囲で、三木市外での活動も可能とします。

なお、文化芸術に関する地域クラブなど、個人所有の場所（例：指導者宅）での活動も可能とします。

(3) 定員

各地域クラブで受入れ可能な人数を設定します。

(4) 対象となる参加者

三木市在住の中学生で、地域クラブ活動を希望する者

（市外在住の中学生及び中学生以外の年代と共に活動することも可能）

(5) 活動期間

年度の初めから年度の終わりまで（４月から翌年３月まで）の１年間とします。年度の途中から、活動開始する場合は、翌３月までを活動期間とします。

(6) 活動曜日・頻度・時期

各地域クラブで設定します。

なお、週当たり及び月当たりの活動回数について特に下限は定めませんが、上限の目安として週５回以下とし、週当たり２日以上 の休養日を設けるものとします。

また、夏休みなど長期休業中は別途調整することとします。

(7) 活動時間帯

各地域クラブで設定します。

なお、平日は放課後の活動となるため、生徒の移動時間などに配慮して設定することとします。

(8) 活動費

参加者や保護者の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な額（上限は特に定めません。）とします。

3 三木市地域クラブ運営団体の応募資格

次に掲げる全ての条件を満たす必要があります。

- (1) 「三木市における地域クラブ活動展開ガイドライン」及び「三木市地域クラブ運営方針」に基づいた活動を実施すること。
- (2) 三木市教育委員会が実施する研修を必ず受講すること。
- (3) 参加する子どもたちの健康面に配慮し、活動中や移動中の安全を確保するとともに、トラブルや事故の未然防止に努めること。
- (4) 責任者が18歳以上であること（ただし、高校生は除く。）。
- (5) 三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1号から第3号までのいずれの規定にも該当しないこと。
- (6) 中学生に対し、政治・宗教に関する活動を行わないこと。
- (7) 個人情報の保護に関する法律を遵守するほか、活動により知り得た情報を漏えいせずに適正に取り扱うこと。

4 質問受付及び回答

応募に当たり不明な点がある場合は、「質問書」（様式1）を「9 申請・問合せ先」へ持参、FAX又は電子メールにより提出してください（提出期限：令和7年8月8日（金））。

なお、提出された質問への回答は、市ホームページに掲載します。

5 応募方法

(1) 提出書類

- ① 令和7年度 三木市地域クラブ登録申請書（様式2）
- ② 団体規約

(2) 提出期限

令和 7 年 8 月 22 日（金） 午後 5 時まで

なお、以降も随時受け付けます。

(3) 提出先

「9 申請・問合せ先」へ持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

ただし、持参の場合による受付は、窓口の受付時間内とします。

（受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（ただし、土日祝日を除く。））

6 認定

(1) 審査方法

「登録申請書」を用いてヒアリングを実施し、審査の上、認定します。

ヒアリングについては、令和 7 年 8 月下旬から 9 月上旬にかけて、順次実施します。

なお、ヒアリングにおける発言などは、審査の対象となります。

(2) 認定結果の通知

全ての申請者に文書で通知します。

電話等による問合せには応じられません。

(3) 地域クラブの紹介

認定された三木市地域クラブは、市ホームページで紹介します。

7 活動開始までのスケジュール

日 程	左の内容
令和 7 年 7 月 5 日（土）	地域クラブ設立に関する説明会の開催
8 月 1 日（金）	地域クラブ募集開始
8 月 8 日（金）	「質問書」（様式 1）の提出期限
8 月 15 日（金）	「質問書」に対する市からの回答
8 月 22 日（金）	「登録申請書」（様式 2）及び「団体規約」の提出期限
8 月下旬～9 月上旬	ヒアリングの実施
9 月下旬	認定結果通知
10 月上旬～	地域クラブとしての活動開始

	・体験会、オリエンテーションの実施 ・中学生の受入れ開始 ・地域クラブを市ホームページ等で紹介 ・地域クラブを各中学校に紹介
--	---

※ 上記は 10 月に活動開始する場合のスケジュールであり、申請は以降も随時受け付けます。

8 その他

- (1) 提出された申請書類は、返却しません。
- (2) 申請書類は、認定に伴う作業などに必要な範囲で、複製を作成することがあります。
- (3) 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。
ただし、市教育委員会は、地域クラブ認定の公表や今後の部活動の地域展開の推進のため必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
また、情報公開請求があった場合は、三木市情報公開条例（平成 11 年三木市条例第 1 号）に基づき、申請書類を公開する場合があります。
- (4) 応募にかかる費用は、全て申請者の負担とします。
- (5) 次に掲げる場合などは、地域クラブの活動を中止させる場合があります。

ア 申請書類に虚偽の記載があった場合

イ 活動内容が「登録申請書」の内容から逸脱した場合

ウ 申請書類の内容と大きく異なった活動を実施した場合

エ 活動場所を故意に破損させた場合等

9 申請・問合せ先

〒673-0492 三木市上の丸町 10 番 30 号

三木市教育委員会 教育総務部 文化・スポーツ課

電話：0794-82-2000（代）（内線 3553）

FAX：0794-83-3699

メール：bunka@city.miki.lg.jp

※窓口受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日祝日を除く。）